

うらそえ物価高対策支援金（運送業支援型）Q&A

支援金の対象要件

Q1-1 市内に事業所があり、車両の車庫が他の市町村にある場合は対象になりますか。

A1-1 支援金の対象になりません。市内の事業者で、かつ、市内に配置登録のある車両を対象としています。

Q1-2 市内に事業所がありませんが、車両の使用場所は浦添市です。対象になりますか。

A1-2 支援金の対象になりません。市内の事業者で、かつ、市内に配置登録のある車両を対象としています。

Q1-3 リース車両は対象になりますか。

A1-3 支援金の申請者と、自動車検査証の使用者が同一で、かつ、車両の配置登録が市内の場合は、支援金の対象となります。

Q1-4 12月末まで浦添市に配置登録があった車両を1月〇日に他市へ登録を移しました。申請時点で市内に配置登録がない場合でも支援金の対象となりますか？

A1-4 支援金の対象となる場合があります。令和4年12月31日時点で市内に配置登録のある車両を支援金の対象としているため、申請時点で配置登録が市外にある場合は、令和4年12月31日時点で市内に配置登録があったことが確認できる書類が追加が必要となります。

Q1-5 沖縄県や他市の支援金を受給しています。この支援金も受給できますか。

A1-5 本市の支援金の算出に係る車両が、他の機関で実施している類似の支援金の算出根拠となっている場合は、本市の支援金は受給することができません。

様式の記入・添付資料

Q2-1 交付申請書（様式第7号）の申請額欄は、どのように記入したらよいですか。

A2-2 5万円×申請台数の金額を記入してください。ただし、実際の支給額は締め切り後に算出し決定しますので、申請額とは異なる場合があります。

Q2-2 営業車両一覧表（様式第8号）の車種欄は、どのように記入したらよいですか。

A2-1 小型貨物自動車や冷蔵・冷凍車など、車の種類が確認できるものを記載してください。車検証の「車体の形状」に記載されている名称でも差し支えありません。

Q2-3 営業車両一覧表（様式第8号）は、他の資料で代替することは可能ですか。

A2-3 必要事項（車両ナンバー、車両区分、車種）が確認できれば、既存の資料や任意のフォーマット資料をご提出していただいても差し支えありません。

Q2-4 事業を行っていることがわかる書類とは何ですか。任意保険証以外でもよいか。

A2-4 有効期限のある自賠責保険証のコピーや、今年度の貨物自動車運送業報告書などでも差し支えありません。また、「事業を行っていることがわかる書類」は、車両台数分の提出を求めているものではありません。

Q2-5 振込先口座の名義人が申請者と同じでない場合、問題がありますか。

A2-5 申請者と口座名義人は同一でお願いします。代表者変更に伴う口座名義の未更新の場合は、更新後の資料を添付してください。

Q2-6 今年、車検を通しました。新車検証（電子）の提出方法を教えてください。

A2-6 車検証は車両の使用場所の確認のため提出していただいています。新車検証の券面には使用場所の表記がないため、以下の追加資料の提出をお願いします。

- ・自動車検査証記録事項（新車検証代わりに提出可）
- ・ICタグの情報を印刷したもの（使用場所情報が含まれるもの）
- ・該当車両の旧車検証

支援金の支給額

Q3-1 運送車両を〇〇台保有しています。支給額はいくらになりますか。

A3-1 うらそえ物価高対策支援金は、①「一律型支援型」と②「運送業支援型」の2種類あり、①と②で支給額の決定時期が異なります。

①「一律支援型」は、1申請者ごとに、順次、支給額の決定を行います。

②「運送業支援型」は、申請期限後（2月28日以降）に、予算の範囲において、各申請者の支給額の決定を行います。そのため、各申請者の支給額は、申請期間終了時点の「予算額」、「申請件数（台数）」により変動します。

限られた予算を効率的に活用して最大限の支援を行うため、次のような算出方法を想定しております。

【算出方法のイメージ】

1台目～〇台目 ➔ 5万円/台

〇台目～〇台目 ➔ 〇万円/台

〇台目～〇台目 ➔ 〇万円/台

〇台目～〇台目 ➔ 〇万円/台

〇台目～ ➔ なし

車両〇台の場合 ➔ 支給額〇〇万円

<パターン①> ※あくまでイメージとなります。

1台目～5台目 ➔ 5万円/台

6台目～10台目 ➔ 4万円/台

11台目～15台目 ➔ 3万円/台

16台目～20台目 ➔ 2万円/台

21台目～ ➔ 1万円/台

車両50台の場合 ➔ 支給額100万円

※申請期限後に算出方法を決定します。上記は実際の算出方法ではありません。

Q3-2 市内に複数の営業所があります。営業所ごとに申請することはできますか。

また、申請の方法により、支援金の受給額は変わりますか？

A3-2 支援金の支給額は、申請者（1市内事業者）の車両台数（市内に配置登録のある全ての車両の合計）を基に算出するため、複数回に分けて申請した場合でも、受給できる支援金の額が変わることはありません。

Q3-3 支援金の支払いはいつ頃になりますか。

A3-3 申請期限後（2月28日以降）に、予算の範囲において、各申請者の支給額の決定を行います。通知時期は、3月中旬を予定しており、支給額については決定通知書にてご案内いたします。